

ドイツの生乳取引に関する論争

— 連邦カルテル庁の酪農協批判に対する反論 —

主事研究員 小田志保

近年、ドイツでも、生乳取引のあり方に関する論争が活発である。連邦カルテル庁(以下「カルテル庁」)は、酪農協の生乳共販の仕組みを批判し、これに対して酪農協は150年以上続くビジネスモデルが毀損されると危機感を抱いている^(注)。

日本では、2018年度から新たな指定団体制度の運用が始まる。しかし、足腰の強い酪農経営に資する生乳取引のあり方については、十分に議論され尽くしたわけではない。

移行期にある日本の生乳共販制度に対する示唆を得るべく、カルテル庁が主張する生乳取引の問題点とそれへの反論を整理したい。

1 きっかけは2008年酪農危機

2000年代以降のEUでは、CAP改革の結果、域内農産物市場が国際市場との連動を強め、生産者乳価の価格変動幅は拡大した。リーマンショック後の景気悪化による世界的な購買力の低下は、国際相場を下落させ、EUの生産者乳価は低迷し、08年から09年に第1次酪農危機が発生した。つづく12年や16年の酪農危機の際にも、生産者乳価は再生産価格を下回り、生乳の廃棄等を伴う、生産者の抗議行動が激化した。

この08年の酪農危機の際に、ドイツでは生産者乳価は低下したが、乳製品の小売価格が横ばいで維持されたことをカルテル庁は問題視し、生乳生産から乳製品販売までのサプライチェーン全体に対する、カルテル法第32条eに基づく審査を開始した。

審査結果として、10年に中間報告書、12年に最終報告書が刊行された後も状況は大きく変化しないまま、15年3月末に生乳クォータ制度の撤廃で、生乳の生産調整は廃止された。危機感を抱いたカルテル庁は、16年4月に、ドイツ最大手の酪農協系乳業者(有)ドイチェス・ミルヒ・コントロール(DMK)社に対する試験的検査に踏み切った。同検査は、18年1月に、一定の成果を得たため終了している。

2 生乳取引に関するカルテル庁の見解

生産者と乳業者の間での生乳取引に対して、カルテル庁は生乳クォータ制度下での取引慣行が広く残存しており、①長期の契約期間(解約通知期間の長さを含む)、②全量出荷義務、③出荷後に補完払いを受け乳価が最終決定する価格設定、という3つの問題点があると述べている。そして、カルテル庁は、①と②が結合した結果、出荷先が固定され、生乳取引は競争阻害的となっており、契約期間の短期化や、出荷前に乳価が明示される価格設定方法の導入などの改善が必要と指摘している。

長期の契約期間となる背景には、ドイツの協同組合での特有の制度がある。具体的には、出荷取止めに伴って組合を脱退しなければならず、その脱退通知期間が、一般に2年と長いことである。そこで、カルテル庁は、酪農協での組合員資格と出荷の一体性を緩めることで、生産者は出荷先にかかる選択肢が広がり、生乳取引市場での競争が促進されると提案している。

3 カルテル庁の見解への反論

カルテル庁の見解に対し、酪農協側および学識者は、以下のように反論している。

(1) 生乳の特殊性が規定する酪農協の生乳共販

DMK社やドイツライフアイゼン連盟は、カルテル庁の見解は、生乳共販の仕組みが生乳の特殊性に起因していることを十分に理解していないと反論した。生乳は、毎日生産され、量の調整は難しく、貯蔵性もない。この特殊性から、生乳生産者は、他部門以上に出荷先の安定確保を必要とする。

この生乳の特殊性ゆえに、組合員自身が出荷先を確保するため、酪農協での生乳共販の仕組みを民主主義的に構築してきた。生乳共販は、組合員に長期的な取引期間や全量出荷義務を迫るものであるが、同時に酪農協側にも、組合員の生乳を全量受け入れる義務を課しているという、双方向的な規制である。

(2) グローバル化への酪農・乳業の組織的対応

フンボルト大学生命科学部マルクス・ハーニッシュ (Markus Hanisch) 教授は、ドイツ南北で酪農乳業構造は全く違い、生乳取引市場の競争を促進するカルテル庁は、北部ドイツの状況を十分に理解していないと述べている。南部ドイツには、スペシャリティチーズなど、差別化戦略をとる乳業メーカーが買い手として数多く存在し、生乳取引市場での競争は成立する。一方、北部ドイツでは、乳業者は輸出志向のコスト・リーダーシップ戦略を採用しており、グローバル市場での競争を勝ち抜くための、規模拡大や組織合併が進み、生乳取引にそもそも多数の買い手が存在しない。北部ドイツでは、生乳取引市場は寡占的な

らざるを得ず、生産者と乳業者は競争よりも協同して、生乳生産から乳製品加工まで長期的に見通した、サプライチェーン全体における効率的な経営資源配分を行っている。

4 日本への示唆

18年度から日本では、指定団体以外に出荷する経営体へも生産者補給金が交付されるようになる。この結果、生乳の販売先や販売方法の選択幅が拡大し、生産者は、6次産業化や輸出により柔軟に取り組むことが可能になるとされている。

一方、生乳の特殊性から安定的な出荷体制が重要という理解は、日独で共通している。日本の指定団体制度改正の議論でも、地震や吹雪等の緊急事態の際に、指定団体が機能を発揮し、生乳の安定供給体制に貢献してきたと主張されている。

興味深いのが、ドイツでは現行維持を主張する背景に、中小規模を含む生産者が酪農協を通じて乳業者に垂直統合するビジネスモデルが、国際市場での競争を生き残るために重要と理解されている点である。

日本では中小規模経営の離農から、生乳の減産傾向にある。日欧EPAの発効等の環境変化は、この傾向を加速させる懸念がある。地域酪農全体に対する振興策の重要性は増していると思われ、日本でも川下の酪農経営から乳業メーカーまで酪農協を通じて連携するビジネスモデルが構築できるような、政策支援や関連制度の整備が必要と考える。

(おだ しほ)

本研究はJSPS科研費17K07961の助成を受けたものです。

(注)16年のドイツの酪農協は216組合あり、うち34組合は子会社として乳製品加工部門を併設する。16年の酪農協の集乳シェアは65%。